

令和5年（行ウ）第7号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 小畑太作外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

証拠申出書

2024年12月11日

山口地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 田川 瞳



第1 人証の申出

住 所 〒753-0015 山口県山口市平野2丁目2番1号

山口県護国神社内

証 人 津 田 勉（呼出・主尋問30分）

第2 立証の趣旨

山口県護国神社で行われる春季慰霊大祭に山口県知事を招待し、参拝と挨拶を求めることが宗教的意義を有すること、その他原告の主張する事実全般

第3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

別紙

【尋問事項】

証人 津田 勉

- 1 山口県護国神社の歴史及び戦没者追悼における位置づけ
- 2 山口県護国神社と山口県遺族連盟の関係
- 3 山口県護国神社が山口県知事を慰霊大祭に招待する意図・目的
- 4 慰霊大祭における玉串拝礼の意義
- 5 慰霊大祭における来賓の人数及び肩書
- 6 慰霊大祭における挨拶者の人選
- 7 その他本件に関する一切の事項